

自動車税環境性能割 **県税** ・ 軽自動車税環境性能割 **市町村税**

消費税率 10%への引き上げに合わせ、自動車取得税は令和元年 9 月 30 日で廃止され、令和元年 10 月 1 日から、自動車の燃費性能等に応じて自動車の取得時に課税される環境性能割が導入されました。環境性能割のうち、自動車(普通自動車及び小型自動車のうち三輪以上のもの)については自動車税環境性能割(県税)、軽自動車については軽自動車税環境性能割(市町村税)となります。(軽自動車税環境性能割は市町村税ですが、当分の間、県が賦課徴収します。)

1 納める方は

自動車を取得した方です。
ただし、割賦販売などで売主が所有権を留保しているときは買主を取得者とみなします。

2 納める額は

<税額の計算方法>

自動車の 取得価額	×	燃費基準値達成度等に 応じて決定される税率	=	税 額
--------------	---	--------------------------	---	-----

税率は、自動車の燃費基準値達成度等に応じて、自家用の登録車は 0～3%、営業用の登録車及び軽自動車は 0～2%になり、新車・中古車を問わず対象となります。
環境性能割の税率及び軽減措置の内容は、28ページから31ページのとおりです。

3 申告と納税は

自動車を取得した方が、運輸支局に新規登録などの申請を行う際に、自動車税事務所に申告して納めます。

●免税点

自動車の取得価額(課税標準額)が 50 万円以下の場合には、環境性能割は課税されません。

●減 免

身体障害者手帳等を所持する方で一定の要件に該当する場合、環境性能割が減免される制度があります。詳しくは36ページをご覧ください。

また、身体障がい者等の方の利用に供する自動車等で一定の要件に該当する場合についても、環境性能割が減免される制度があります。詳しくは自動車税事務所へお問い合わせください。

●非課税

国及び地方公共団体の自動車の取得や相続に基づく自動車の取得などの場合は、環境性能割は課税されません。

●市町への交付

県に納められた自動車税環境性能割の40.85%相当額は、県内の市町に交付されます。

●環境性能割に関するお問い合わせ先

三重県自動車税事務所 電話：059-253-8057

●自動車の登録手続きに関するお問い合わせ先

中部運輸局三重運輸支局 電話：050-5540-2055

●自動車税環境性能割の税率について

環境への負荷が低減されていない自動車に適用する税率は、自家用が3%、営業用が2%ですが、環境への負荷が低減されている自動車を取得する場合は、その低減の程度に応じた税率が適用されます。該当する場合は、自動車税（環境性能割・種別割）申告書を提出する際に、車検証（電子車検証の場合は車検証と自動車検査証記録事項）を提示のうえ申し出てください。

1. 乗用車

区分	排出ガス要件	取得期間：令和6年1月1日～令和7年3月31日			
		燃費要件	適用税率（新車、中古車）		
			自家用	営業用	税率区分
ガソリン車 （税率区分：上段） LPG車 （税率区分：下段）	平成30年排出ガス 基準50%低減達成車 または 平成17年排出ガス 基準75%低減達成車 （★★★★）	令和12年度燃費基準85%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 （令和2年度燃費基準123%達成）（注）	非課税	非課税	01 06
		令和12年度燃費基準80%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 （令和2年度燃費基準116%達成）（注）	1.0%	非課税	02 07
		令和12年度燃費基準70%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 （令和2年度燃費基準102%達成）（注）	2.0%	0.5%	03 08
		令和12年度燃費基準60%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 （令和2年度燃費基準達成）（注）	3.0%	1.0%	04 09
		上記以外のもの	3.0%	2.0%	05 10
		上記以外のもの	3.0%	2.0%	05 10
ディーゼル車	平成30年排出ガス 基準適合 または 平成21年排出ガス 基準適合（クリーン ディーゼル車）	令和12年度燃費基準85%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 （令和2年度燃費基準123%達成）（注）	非課税	非課税	11
		令和12年度燃費基準80%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 （令和2年度燃費基準116%達成）（注）	1.0%	非課税	12
		令和12年度燃費基準70%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 （令和2年度燃費基準102%達成）（注）	2.0%	0.5%	13
		令和12年度燃費基準60%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 （令和2年度燃費基準達成）（注）	3.0%	1.0%	14
	上記以外のもの	3.0%	2.0%	15	

※「税率区分」とは、自動車税（環境性能割・種別割）申告書に記載する番号

（注）（ ）内の令和2年度燃費基準については、WLTCモード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用

2. 車両総重量2.5t以下のトラック

区分	排出ガス要件	取得期間：令和6年1月1日～令和7年3月31日			
		燃費要件	適用税率（新車、中古車）		
			自家用	営業用	税率区分
ガソリン車	平成30年排出ガス基準50%低減達成車 または 平成17年排出ガス基準75%低減達成車 (★★★★)	令和4年度燃費基準105%達成 (平成22年度燃費基準+63%達成) (注)	非課税	非課税	16
		令和4年度燃費基準達成 (平成22年度燃費基準+55%達成) (注)	1.0%	0.5%	17
		令和4年度燃費基準95%達成 (平成22年度燃費基準+47%達成) (注)	2.0%	1.0%	18
上記以外のもの			3.0%	2.0%	19

(注) () 内の平成22年度燃費基準については、JC08モード燃費値及びWLTCモード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用

3. 車両総重量2.5t超3.5t以下のトラック

区分	排出ガス要件	取得期間：令和6年1月1日～令和7年3月31日				
		燃費要件	適用税率（新車、中古車）			
			自家用	営業用	税率区分	
ガソリン車	平成30年排出ガス基準50%低減達成車 または 平成17年排出ガス基準75%低減達成車 (★★★★)	令和4年度 燃費基準	達成	非課税	非課税	31
			95%達成	1.0%	0.5%	32
	平成30年排出ガス基準25%低減達成車 または 平成17年排出ガス基準50%低減達成車 (★★★)	令和4年度 燃費基準	105%達成	非課税	非課税	33
			達成	1.0%	0.5%	34
			95%達成	2.0%	1.0%	35
	ディーゼル車	平成30年排出ガス基準適合または 平成21年排出ガス基準Nox・PM10%低減	令和4年度 燃費基準	達成	非課税	非課税
95%達成				1.0%	0.5%	37
平成21年排出ガス基準適合		令和4年度 燃費基準	105%達成	非課税	非課税	38
			達成	1.0%	0.5%	39
上記以外のもの			3.0%	2.0%	41	

4. 車両総重量3.5t超のトラック

区分	排出ガス要件	取得期間：令和6年1月1日～令和7年3月31日				
		燃費要件	適用税率（新車、中古車）			
			自家用	営業用	税率区分	
ディーゼル車	平成28年排出ガス基準(※1)適合 または 平成21年排出ガス基準(※2) Nox・PM10%低減	平成27年度 燃費基準	+15%達成	非課税	非課税	46
			+10%達成	1.0%	0.5%	47
			+5%達成	2.0%	1.0%	48
上記以外のもの			3.0%	2.0%	49	

※1 車両総重量3.5t超7.5t以下のトラックは平成30年排出ガス基準

※2 車両総重量3.5t超12t以下のトラックは平成22年排出ガス基準

5. 車両総重量3.5t以下のバス

区分	排出ガス要件	対象	取得期間：令和6年1月1日～令和7年3月31日				
			燃費要件		適用税率（新車、中古車）		
					自家用	営業用	税率区分
ガソリン車	平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)	3.5t以下	令和2年度燃費基準	105%達成	非課税	非課税	20
				達成	1.0%	0.5%	21
			令和2年度燃費基準	110%達成	非課税	非課税	22
	105%達成			1.0%	0.5%	23	
	達成			2.0%	1.0%	24	
	ディーゼル車		平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準Nox・PM10%低減	令和2年度燃費基準	105%達成	非課税	非課税
達成		1.0%			0.5%	26	
110%達成		非課税			非課税	27	
105%達成		1.0%	0.5%		28		
達成		2.0%	1.0%		29		
上記以外のもの					3.0%	2.0%	30

6. 車両総重量3.5t超のバス

区分	排出ガス要件	取得期間：令和6年1月1日～令和7年3月31日					
		燃費要件		適用税率（新車、中古車）			
				自家用	営業用	税率区分	
ディーゼル車	平成28年排出ガス基準(※1)適合または平成21年排出ガス基準(※2)Nox・PM10%低減	平成27年度燃費基準	+15%達成	非課税	非課税	42	
			+10%達成	1.0%	0.5%	43	
			+5%達成	2.0%	1.0%	44	
上記以外のもの					3.0%	2.0%	45

※1 車両総重量3.5t超7.5t以下のバスは平成30年排出ガス基準

※2 車両総重量3.5t超12t以下のバスは平成22年排出ガス基準

7. その他の自動車

区分	取得期間：令和6年1月1日～令和8年3月31日		
	適用税率（新車、中古車）		
	自家用	営業用	税率区分
電気自動車、燃料電池自動車	非課税	非課税	50
天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合（3.5t以下の自動車）又は平成21年排出ガス基準（※）Nox・PM10%低減）	非課税	非課税	50
プラグインハイブリッド自動車	非課税	非課税	51

※車両総重量3.5t超12t以下の天然ガス自動車は平成22年排出ガス基準

●その他の軽減措置（課税標準額控除）について

バリアフリー対応バス・タクシー、ASV（先進安全自動車）を次に掲げる期間内に取得する場合は、自動車税環境性能割の課税標準額が控除されます。該当する場合は、自動車税（環境性能割・種別割）申告書を提出する際に、車検証（電子車検証の場合は車検証と自動車検査証記録事項）を提示のうえ申し出てください。

1. バリアフリー車両（新車に限る）

区分	取得期間	控除額	コード
ノンステップバス	令和5年4月1日～令和7年3月31日	1,000万円	01
リフト付きバス（定員30人以上の空港アクセスバス）	令和5年4月1日～令和7年3月31日	800万円	02
リフト付きバス（定員30人以上）	令和5年4月1日～令和7年3月31日	650万円	03
リフト付きバス（定員30人未満）	令和5年4月1日～令和7年3月31日	200万円	04
ユニバーサルデザインタクシー	令和5年4月1日～令和7年3月31日	100万円	05

※1 公共交通移動等円滑化基準など一定の要件に適合する車両に限る

※2 バスは、一定の要件に該当する乗合バス（路線バス・空港アクセスバス等）及び貸切バス（観光バス等）に限る

（注）「コード」とは、自動車税（環境性能割・種別割）申告書に、適用される軽減措置に応じ記入する番号

2. ASV（先進安全自動車）特例（新車に限る）

区分	搭載装置	取得期間	控除額	コード	
トラック（被けん引車を除く）	車両総重量8t超	側方衝突警報装置かつ衝突被害軽減ブレーキ	令和5年4月1日～令和6年4月30日	350万円	06
	車両総重量3.5t超	側方衝突警報装置	令和5年4月1日～令和6年4月30日	175万円	07
		衝突被害軽減ブレーキ	令和5年4月1日～令和7年3月31日	175万円	09
バス等	衝突被害軽減ブレーキ	令和5年4月1日～令和7年3月31日	175万円	08	

（注）衝突被害軽減ブレーキは、歩行者検知機能付きのもの

●軽自動車税環境性能割の税率について

環境への負荷が低減されていない軽自動車に適用する税率は2%ですが、環境への負荷が低減されている軽自動車を取得する場合は、その低減の程度に応じた税率が適用されます。該当する場合は、軽自動車税（環境性能割）申告書を提出する際に、車検証（電子車検証の場合は車検証と自動車検査証記録事項）を提示のうえ申し出てください。

1. 乗用車

区分	排出ガス要件	取得期間：令和6年1月1日～令和7年3月31日			
		燃費要件	適用税率（新車、中古車）		
			自家用	営業用	税率区分
ガソリン車	平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）	令和12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成（令和2年度燃費基準116%達成）（注）	非課税	非課税	01
		令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成（令和2年度燃費基準102%達成）（注）	1.0%	0.5%	02
		令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成（令和2年度燃費基準達成）（注）	2.0%	1.0%	03
	上記以外のもの	2.0%	2.0%	04	

（注）（ ）内の令和2年度燃費基準については、WLTCモード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用

2. 車両総重量2.5t以下のトラック

区分	排出ガス要件	取得期間：令和6年1月1日～令和7年3月31日			
		燃費要件	適用税率（新車、中古車）		
			自家用	営業用	税率区分
ガソリン車	平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）	令和4年度燃費基準105%達成（平成22年度燃費基準+63%達成）（注）	非課税	非課税	05
		令和4年度燃費基準達成（平成22年度燃費基準+55%達成）（注）	1.0%	0.5%	06
		令和4年度燃費基準95%達成（平成22年度燃費基準+47%達成）（注）	2.0%	1.0%	07
上記以外のもの		2.0%	2.0%	08	

（注）（ ）内の平成22年度燃費基準については、JC08モード燃費値及びWLTCモード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用

3. その他の軽自動車

区分（排出ガス要件）	令和6年1月1日～令和8年3月31日		
	適用税率（新車、中古車）		
	自家用	営業用	税率区分
電気自動車、燃料電池自動車	非課税	非課税	09
天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準Nox10%低減）	非課税	非課税	09